

科目3

精神保健医療福祉に関する法律

講義2

精神保健福祉法の入院制度と人権擁護

1)精神保健福祉法による入院制度

精神保健指定医（法第18条）

- 精神保健指定医（以下、「指定医」）は、患者の意思によらない入院や行動制限の必要性について判定を行う医師。
- 精神障害について厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有すること。
- 患者の人権に十分配慮した医療を行うに当たって必要な資質を備えていること。

精神保健指定医の職務について	
入院時	○1.措置入院、緊急措置入院時の判定
	2. 医療保護入院時の判定
	3. 応急入院時の判定
入院中	4. 措置入院者の定期病状報告に係る診察
	5. 医療保護入院者の入院期間の更新時の診察
	6. 任意入院者の退院制限時の診察
	7. 入院者の隔離・身体的拘束の判定
退院時	8. 措置入院者の措置症状消退の判定
	9. 措置入院者の仮退院の判定
	○10. 措置入院の解除の判定 （＊都道府県知事等が指定する指定医による診察の結果に基づく解除）
	○11. 任意入院者のうち退院制限者、医療保護入院者、 応急入院者の退院命令の判定

○印：公務員として行う精神保健指定医の職務（都道府県知事等が地方公務員等として委嘱）

精神保健福祉法で定める入院形態

第20条	任意入院	精神科病院の管理者は、任意入院が行われるよう努めなければならない。
第29条	措置入院	行政処分
第29条の2	緊急措置入院	
第33条	医療保護入院	任意入院が行われる状態になく、家族等の同意がある。
第33条の6	応急入院	急速を要し、その家族等の同意が得ることができない場合。

任意入院（法第20条）

【対象】	入院を必要とする精神障害者で、入院について、本人の同意がある者
【要件等】	指定医の診察は不要
本人の同意が求められる状態である場合には、可能な限り、本人に対して入院医療の必要性等について十分な説明を行い、その同意を得て任意入院となるように務めなければならないとされている。	

措置入院／緊急措置入院

(法第29条／第29条の2)

【対象】	入院させなければ 自傷他害のおそれ のある精神障害者	
【要件等】	措置 指定医2名以上の診断の結果が一致した場合に都道府県知事(指定都市の長)が措置 国公立病院又は指定病院に限られる	緊急措置 緊急措置入院は、急速な入院の必要性があることが条件で、指定医の診察は1名で足りるが、入院期間は 72時間以内 に制限される
一般人(第22条) 警察官(第23条) 検察官(第24条) 保護観察所の長 (第25条、第26条の3) 矯正施設の長(第26条) 精神科病院の管理者 (第26条の2)等 申請・通報 事前調査 措置診察 都道府県知事の決定 措置入院		

措置入院の運用に関するガイドライン(概要)

I 警察官通報の受理

- 都道府県等の職員は、警察から連絡があった際、「警察官通報であること」「警察官が対象者を発見した状況」等を確認。

※ 留意点として、被通報者が警察官に保護・逮捕等されていない状況での通報等への対応も明確化

II 警察官通報の受理後、事前調査と措置診察まで

- 原則、職員を速やかに被通報者の現在場所に派遣し、面接を行わせ、事前調査の上で措置診察の可否を決定。
- 事前調査に際しては可能な限り複数名の職員で実施し、専門職による対応が望ましい。
措置診察の可否の判断は、都道府県等において、協議・検討の体制を確保し、組織的に判断することが適当。
- 措置入院の運用に係る体制(特に夜間・休日)の整備が必要。
- 被通報者に精神障害があると疑う根拠となる具体的言動がない場合等、「措置診察を行わない決定をすることが考えられる場合」を明確化。

III 地域の関係者による協議の場

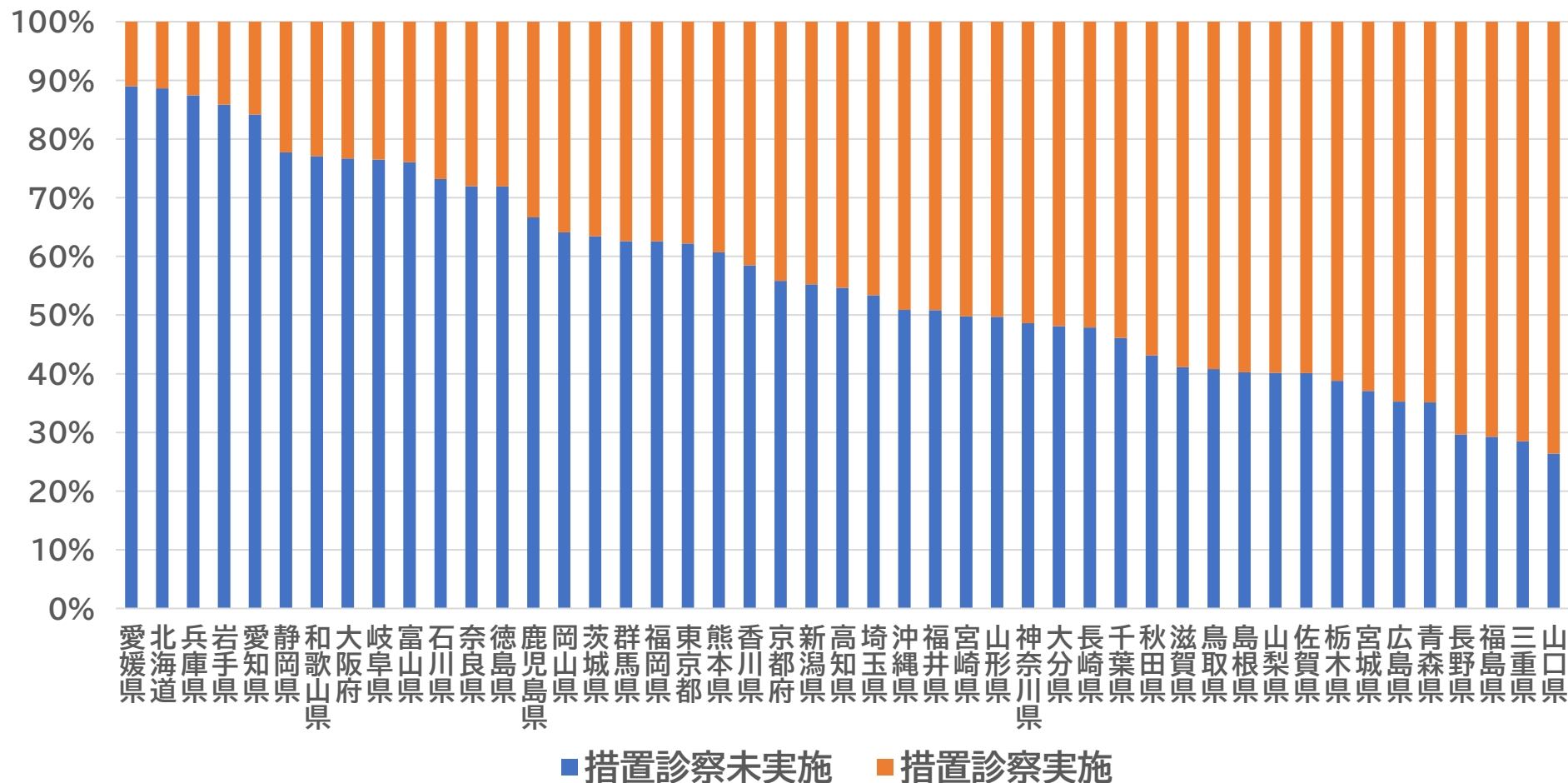
- 都道府県等は、自治体、精神科医療関係者、福祉関係者、障害者団体、家族会、警察、消防機関等の地域の関係者による「協議の場」を設け、以下の事項について年に1～2回程度協議することが望ましい。
 - ・ ガイドラインを踏まえた警察官通報等から措置入院までの対応方針
 - ・ 困難事例への対応のあり方など運用に関する課題
 - ・ 移送の運用方法 等

※「協議の場」では個人情報を取り扱わないよう厳に留意。

出典:厚生労働省

➤ 各自治体に、本ガイドラインの内容を踏まえ、警察等の関係機関と協力の上、措置入院の適正な運用に努めるよう求めている。

都道府県別措置診察実施状況



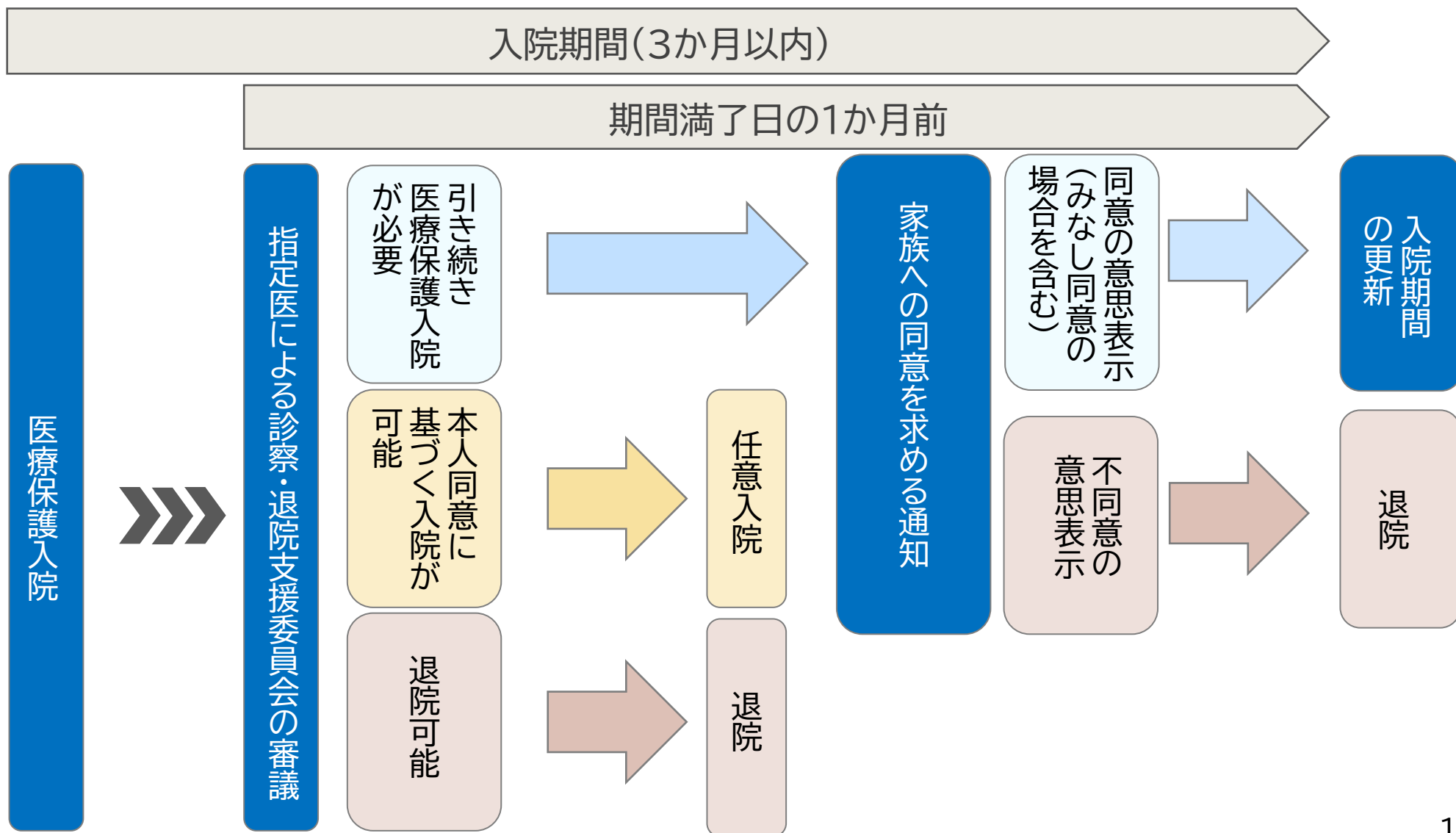
令和4年度衛生行政報告例に基づき筆者作成

➤ 措置診察の未実施・実施の割合は、各自治体によって差がある。

医療保護入院（法第33条）

【対象】	入院を必要とする精神障害者で、 自傷他害のおそれはないが、任意入院を行う状態にない者
【要件等】	指定医（又は特定医師）の診察及び家族等のうちいずれかの者の同意が必要 （特定医師による診察の場合は12時間まで）
➤ 医療保護入院の入院期間に最長3か月（通算の入院期間が6か月以上である場合は6か月）の上限が設けられ、更新制となった。 ➤ 指定医により、医療保護入院の継続が必要と判断された場合、医療保護入院者退院支援委員会を開催し、家族等の同意（市町村長同意も含む）を得た場合には入院期間が更新される。	

医療保護入院の期間の法定化



市町村長同意による医療保護入院 (法第33条第2項)

【要件等】	その家族等がない場合又は その家族等の全員がその意思を表示することができない 若しくは同意又は不同意の意思表示を行わない場合
精神科病院の管理者は、指定医が医療保護入院の必要があると判断し、かつ、上記の要件等に該当する場合は、その者の居住地を管轄する市町村長による同意があれば、その者を入院させることができる。	

市町村長同意事務処理要領に基づく対応

【市町村長同意事務処理要領のポイント】

- ① 同意を受ける体制
- ② 同意時の対応
- ③ 同意後の文書等の処理



- ④ 初回の面会
- ⑤ 継続的な面会



- ⑥ 退院支援
- ⑦ 権利擁護支援



- ・ 夜間休日も速やかに対応
- ・ 対象者の確認
- ・ 速やかに内部での決裁を行う



- ・ 面会によって市町村による福祉的支援等の必要性を把握するため、事務手続のみとせず確実に面会を行う
- ・ 精神保健福祉相談員による対応
- ・ 市町村担当者の連絡先等を伝える
- ・ 精神保健福祉法第35条2に基づく事業（入院者訪問支援事業）

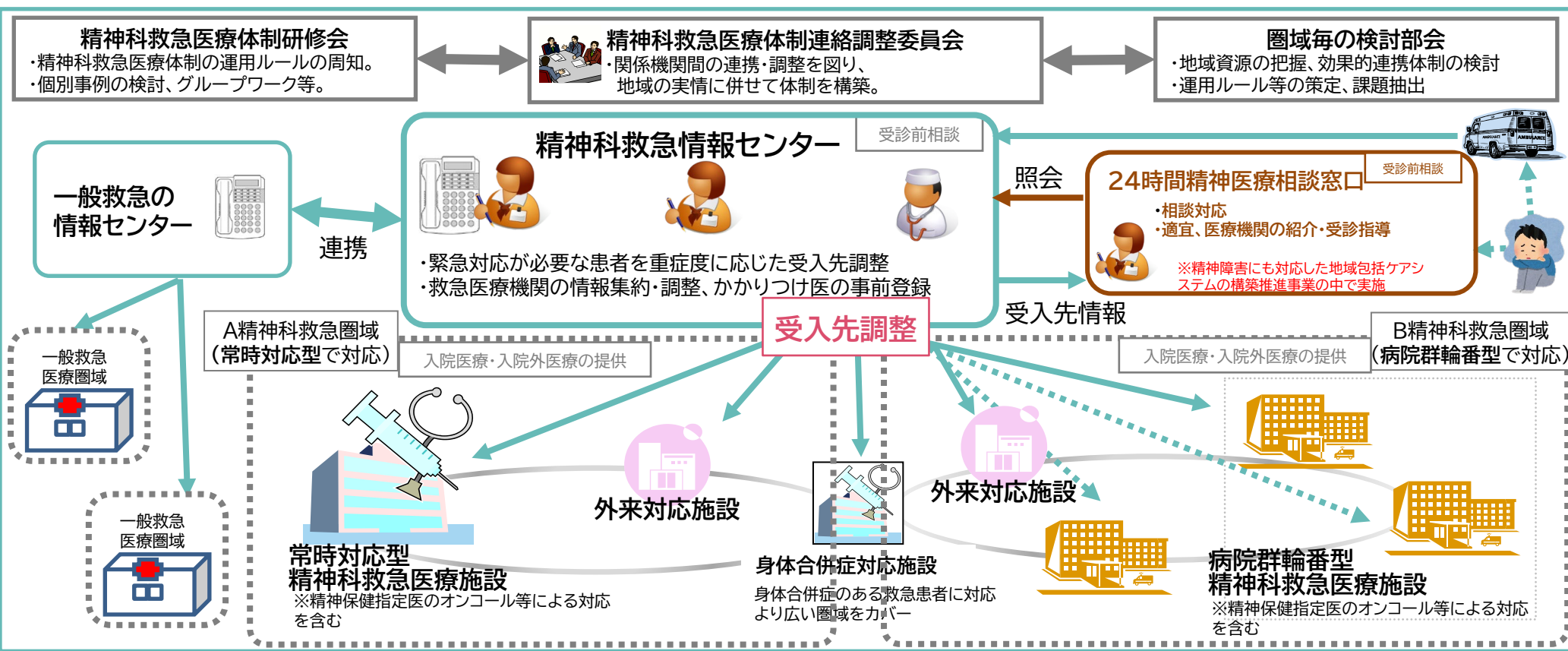
- ・ 精神保健福祉法第46条、47条（精神障害者等に対する相談及び援助）に基づく対応
- ・ 障害者総合支援法第77条第3項に基づく事業（障害者相談支援事業）との連携
- ・ 介護保険法第115条の46に基づく事業所（地域包括支援センター）との連携

応急入院（法第33条の6）

【対象】	入院を必要とする精神障害者で、 任意入院を行う状態になく、急速を要し、家族等の同意が得られない者。
【要件等】	指定医（又は特定医師）の診察が必要であり、 入院期間は72時間以内に制限される。 （特定医師による診察の場合は 12時間まで）。
応急入院指定病院に限られる。	

精神科救急医療体制(法第19条の11)

緊急な医療を必要とする精神障害者等のための精神科救急医療体制を確保することを目的とする



各精神科救急医療施設・身体合併症対応施設の連携により24時間365日対応できる体制を確保

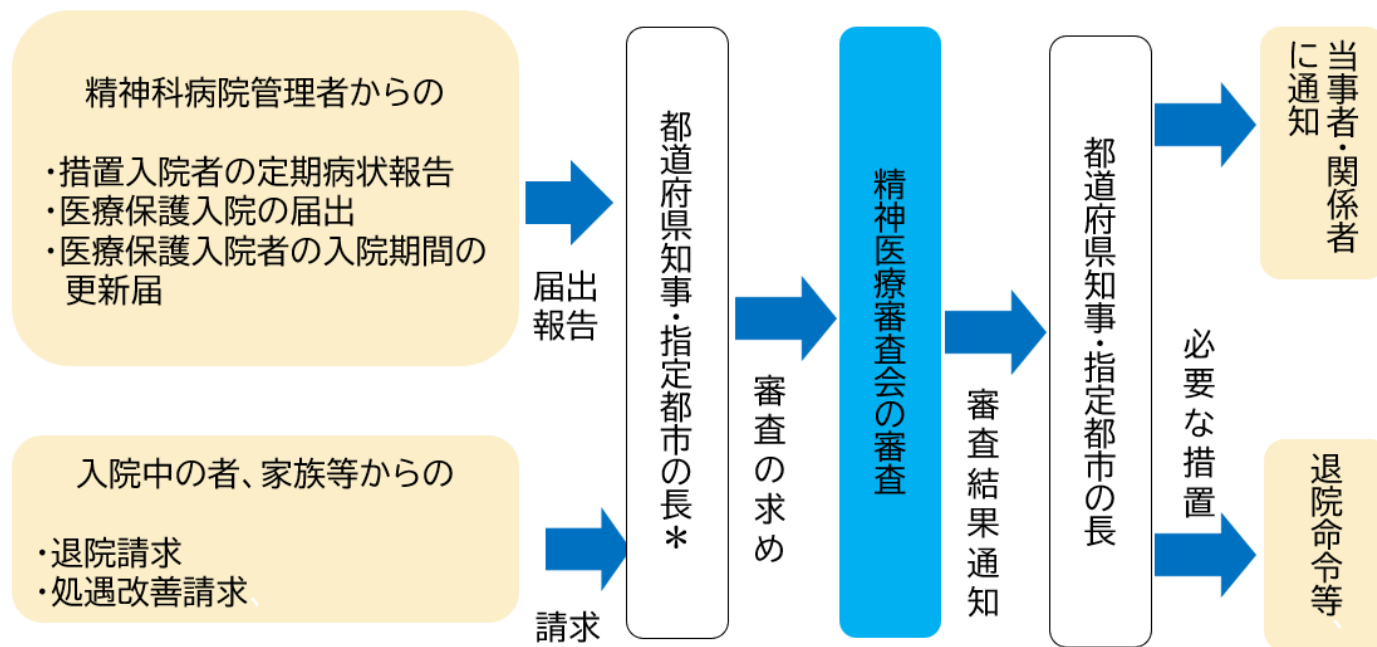
出典:厚生労働省

➤ 地域の実情を踏まえ精神科救急体制が整備されており、都道府県によって特色がある。

2) 人権擁護に関連した規定

精神医療審査会（法第12条等）

各都道府県に設置され、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するために精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について、専門的かつ独立的な機関として審査を行う。



* 令和6年4月から、都道府県知事・指定都市の長は、新たに措置入院を決定したときに精神医療審査会による審査を求めることになった

➤ 精神科医療における権利擁護を推進するため、精神障害者の人権擁護のために最大限の努力を払うことが求められる

精神科病院における処遇等

(法第36条)

- 入院中の者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。

●次の行動の制限は、できない

(法第37条)

入院患者の処遇は、患者の個人としての尊厳を尊重し、その人権に配慮しつつ、適切な精神医療の確保及び社会復帰の促進に資するものでなければならないものとする。



- 信書の発受
 - 電話
 - 面会
- 都道府県・地方法務局などの
人権擁護に関する行政の機関の職員、
入院中の方の代理人である弁護士

- 通信・面会について
- 患者の隔離について
- 身体的拘束について
- 任意入院者の開放処遇の制限について

退院による地域における生活への 移行を促進するための措置

【対象】	●措置入院者(法第29条の6／法第29条の7) ●医療保護入院者(法第33条の4)
【内容】	・退院後生活環境相談員の選任 ・地域援助事業者の紹介及び地域援助事業者による相談援助 ・医療保護入院者退院支援委員会の開催
➤ 措置入院及び医療保護入院が本人の同意を得ることなく行われる入院であることを踏まえ、本人の人権を擁護の観点から可能な限り早期治療・早期退院ができるよう講じるものであること。	

医療保護入院者退院支援委員会

医療保護入院者が退院後に希望する地域生活が円滑にできるよう設置されたもので、入院期間の更新の必要が認められる場合に、更新後の入院期間や退院に向けた取り組みの方針を定めることが目的

出席者

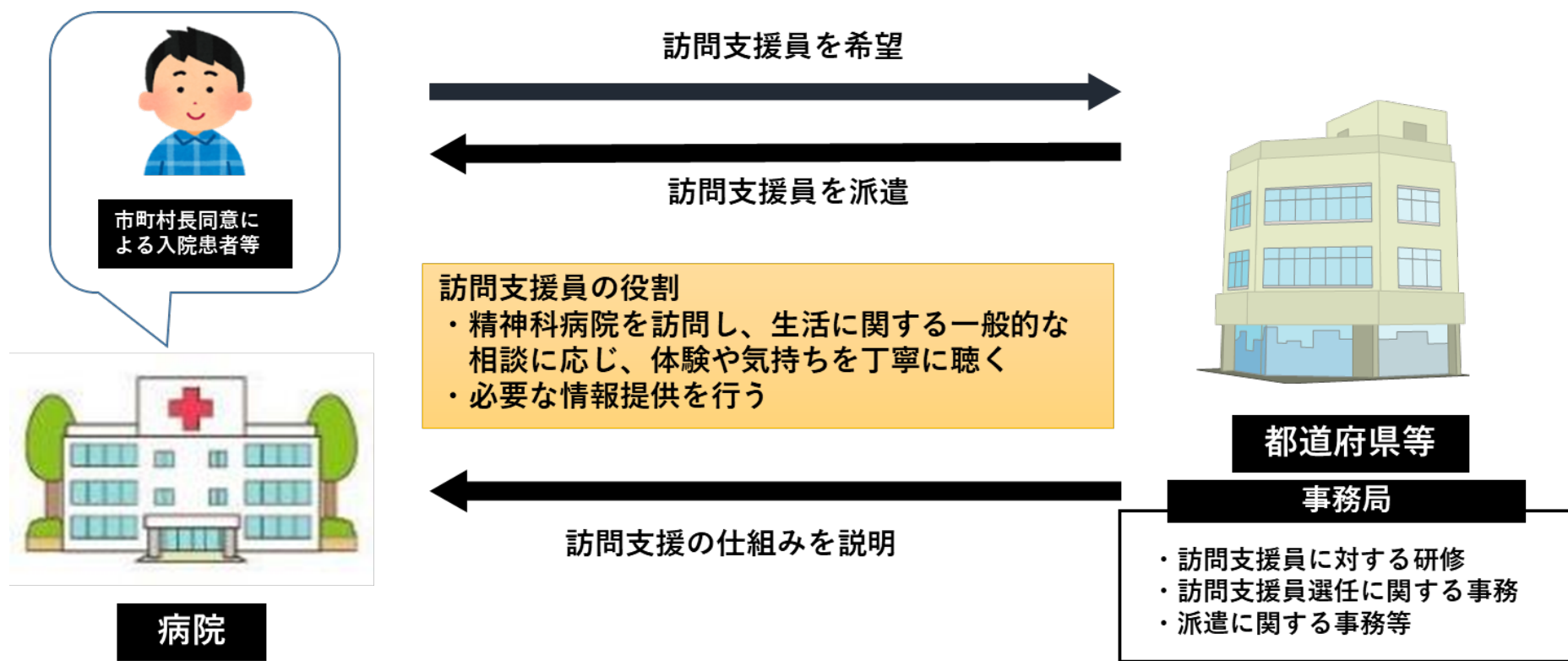
- ①主治医＊
 - ②看護職員＊
 - ③退院後生活環境相談員＊
 - ④その他の管理者が出席を求める病院職員＊
 - ⑤医療保護入院者
 - ⑥家族等
 - ⑦地域援助事業者その他の医療保護入院者の退院後の生活環境に関わる者
- ＊は参加必須

審議内容

- ①医療保護入院者の入院期間の更新の必要性の有無及びその理由
- ②入院期間の更新が必要な場合、更新後の入院期間及び当該期間における退院に向けた具体的な取組

本人と家族、地域援助事業者などの関係者がともに話し合い、取り組んでいくことが重要

入院者訪問支援事業 (法第35条の2)



出典:厚生労働省

精神科病院で入院治療を受けている者、特に家族等がない市町村長同意による医療保護入院者は、医療機関外の者との面会交流の機会が少ない等の理由から第三者による支援が必要。

虐待の防止等

精神科病院における「虐待通報が義務化」されます

別添1



令和6年4月から精神保健福祉法が改正され、都道府県等への虐待通報が義務化されました。精神科病院における業務従事者※による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した際には、以下の連絡先に通報してください。業務従事者は、通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないと定められています。また、業務従事者による虐待を受けた精神障害者は、その旨を都道府県に届け出ることができます。

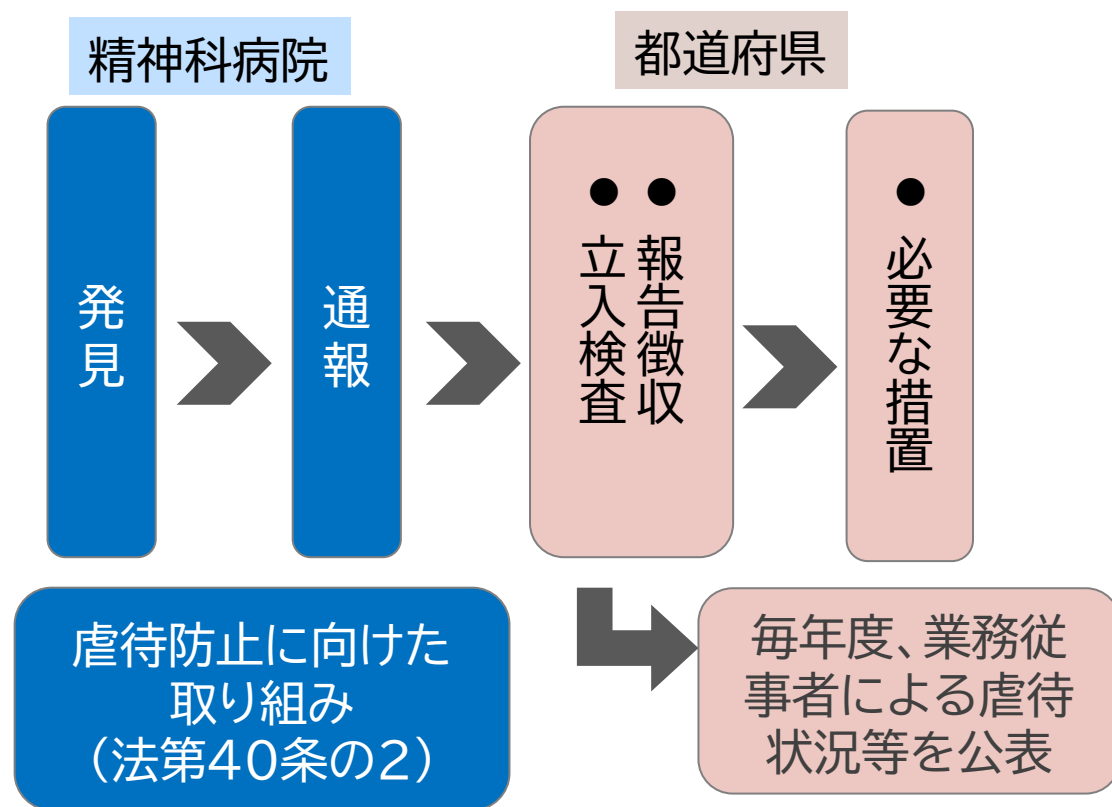
※業務従事者とは、医師や看護師等の医療従事者だけではなく、精神科病院で勤務している全ての方を指します。

自治体の連絡先（電話番号や電子メール等）

令和3年度障害者総合福祉推進事業を参考に厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課作成

通報の義務化(法第40条の3第1項)

※ 患者への虐待または虐待が疑われる状況を発見した者は、速やかに都道府県への通報することを義務化。



精神科病院に対する指導監督等 の徹底について

- 入院者の処遇については、精神保健福祉法等に基づき処遇が適切に行われ、社会復帰に向けた様々な環境整備を積極的に推進していく必要があることから、精神科医療機関に対して指導の徹底を図られたい。
- 医療監視を実施する際に併せて実地指導を行うなど医療監視との連携を十分に図ること。

講義2 まとめ

- 精神保健福祉法には5つの入院形態が定められている。そのなかでも措置入院、医療保護入院など、患者本人の同意が得られた入院でない場合は、人権擁護の視点が強く求められる。
- 自治体職員としては、法律等に順守した手続きを行うことに加え、精神障害者の権利擁護(退院促進を含む)を推進していくため、精神科医療機関等と協力した個別支援や仕組みづくりに取り組んでいく必要がある。

参考文献・資料

- 厚生労働省「令和4年精神保健福祉法改正に関する通知・事務連絡」ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi_00007.html
- 措置入院の運用に関するガイドライン(令和5年11月27日付障発1127第6号)
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条第二項に基づき医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について(令和5年3月30日付障発0330第4号)
- 厚生労働省「福祉・介護 入院者訪問支援事業」ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiikihoukatsu_00003.html
- 精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領について(令和5年11月27日付障発1127第11号)
- 精神科救急医療体制整備事業の実施について(令和4年3月30日付障発0330第1号)
- 精神科病院に対する指導監督等の徹底について(令和3年1月13日付障発0113第1号)

ご視聴ありがとうございました。

続いて、【講義3】

地域保健活動に必要な精神保健医療福祉に関する法律や制度の動画をご覧ください。